

弥生が丘小学校 いじめ防止基本方針



鳥栖市立 弥生が丘小学校

〒 841-0005

所在地 鳥栖市弥生が丘4丁目329番地

TEL (0942) 48-3100

FAX (0942) 48-3120

URL <http://cms.saga-ed.jp/hp/yayoiگاoka-e>

はじめに

全ての子どもは、日本の未来であり希望であって、子どもの健やかな成長は、全ての国民の願いでもあります。

しかし、いま大きな社会問題となっているいじめは、子どもの健やかな心身の成長を妨げるばかりか命の尊厳に係わる問題です。これは、人権侵害でもあり、決して放置すべき問題ではありません。子ども自身、多くは「いじめは悪いことである」ということはわかっています。しかし、「なぜ、いじめは起こるのか」「いじめは、どうすればなくせるのか」「自分に何ができるのか」が分からずにもがいているのです。どのような理由があろうとも、いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめを防止するためには、学校全体で子どものいじめに関する課題意識をもち、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、鳥栖市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鳥栖市いじめ防止基本方針」（以下「鳥栖市基本方針」という。）を策定しました。

これをもとに、鳥栖市立弥生が丘小学校においても「いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめから一人でも多くの子どもを救うため、学校、家庭、地域、関係機関等との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない」「いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、全職員心を一つにして、いじめの防止に全力で取り組んでまいります。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾、スポーツクラブなど当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指します。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

(2) いじめの防止等に対する基本理念

① 「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という意識を持ち、児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、未然防止に取り組む。

② すべての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

③ いじめを生まない土壌を作るため、いじめを特定の個人の問題とせず、広く社会全体で継続的に取り組む必要がある。

④ いじめ防止等の対策は、学校・保護者・地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組む必要がある。

(3) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止基本方針は上記基本理念の下、学校がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で真剣に取り組む、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ防止に向けた方針

① 学校として

- ・ いじめ防止基本方針を定め、また、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校全体でいじめ問題に組織的な対応を講じる。
- ・ 全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ **定期的なアンケート**や県が指定して実施する「いじめ・体罰アンケート」調査（6月、11月実施）、個別の面談等を通して、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に努める。
- ・ 保護者、地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、児童等がいじめ防止に関する主体的な活動を行うよう指導し支援する。

② 保護者、地域、関係機関として

- ・ どの児童等も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめを行うことがないよう規範意識を養うための指導に努める。

- ・ いじめを発見し、又は、いじめの恐れがあるときは速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。
- ・ 地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、本校の児童等が安心して過ごすことのできる環境づくりに努める。
- ・ 地域の住民等は、いじめを発見したときは、速やかに学校、市、又は関係機関等に情報を提供するように努める。
- ・ 児童等の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、健やかな成長を願い相互に連携しいじめの根絶に努める。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校は、国の基本方針、鳥栖市基本方針を参考にして、その学校の実情に応じ「**学校いじめ防止基本方針**」（以下「学校基本方針」という。）を定める。
- ・ 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめ防止等の全体に係る内容であることが必要である。
- ・ 学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、児童等の意見を取り入れる等、児童等の主体的かつ積極的な参加ができるよう留意する。
- ・ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即してきちんと機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを盛り込んでおく。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

- ・ 学校におけるいじめの防止等を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置く。（内部委員会）
- ・ 必要に応じて心理や福祉の専門家等外部専門家の参加を求める。（拡大委員会）
- ・ いじめ防止対策委員会の役割は
 - ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ◇ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ◇ いじめの疑いに係る情報があった場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 学校基本方針策定や見直し、事案対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- ・ いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童等を対象にいじめに向かわせないための未然防止が大切である。

- ・ 児童等に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせる。
 - ・ 授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学級風土をつくる。
 - ・ いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・ 教職員の言動が、児童等を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② いじめの早期発見
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
 - ・ 日頃から児童等との見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・ 毎月10日「鳥栖市いじめ・いのちを考える日」には、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童等が相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ いじめに対する措置
- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
 - ・ いじめが確認された場合は、被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対してはその児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・ 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
 - ・ いじめが犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。
 - ・ いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。
- ④ 教職員の研修
- ・ 教職員がいじめ問題に対して、適切な対処ができるよう、佐賀県教育センター等と連携し教職員研修の充実を図る。
 - ・ 教職員のカウンセリング能力の向上を目指してスクールカウンセラー等を活用したり、教職員向け資料を利用したりした校内研修を推進する。
- ⑤ 学校評価、学校運営改善の実施
- ・ いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止についての取組等について適切な評価が行われるようにする。

(4) 関係機関との連携

- ・ 必要に応じて、児童相談所、病院、警察、法務局などの関係機関と適切な連携を図る。
- ・ 適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

本校における具体的取組

ア いじめの未然防止の取組

- (ア) 「いじめ防止基本方針」やいじめ防止に資する取組について職員への徹底
 - ・ 年度当初、全職員で「いじめ防止基本方針」の内容を確認、検査をする。
 - ・ 年間計画でいじめ防止に資する道徳教育や人権教育さらには情報モラル教育等を位置づけ、各学年の体系的な取組を全職員で共通理解する。
- (イ) いじめの未然防止や早期発見・事案対処に係る学校いじめ対策組織の具体的な役割を確認する。
- (ウ) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告することを職員の義務とすることを周知する。
- (エ) 学校いじめ防止基本方針の内容を学校ホームページや学校便りに掲載するとともに、PTA総会等で配布し、説明をすることで、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。
- (オ) 人権集会等を通して児童の自主的ないじめ防止に関する活動を積極的に支援していく。
- (カ) 学校関係者（保護者・地域・児童・職員）がいじめ防止に係る達成目標を設定し、取組に対する改善を図る。

イ いじめの早期発見の取組

- (ア) いじめに関するアンケート調査
 - ・ 県標準様式及び学校独自の生活アンケート調査を年間1回（鳥西市いじめ・いのちを考える日）行う。
- (イ) いじめに関する日常的な観察
 - ・ 職員は、授業中や休み時間の様子を観察し、気づいたことは担任や管理職に速やかに報告し、聞き取りなどの面談を行う。
- (ウ) 保護者や地域からの情報
 - ・ 保護者や地域の方々からの電話等でのいじめに関する情報は、関係職員や管理職に速やかに報告し、聞き取りなどの面談を行う。
- (エ) 教育相談体制の整備
 - ・ 「教育相談のお知らせ」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に告知する。
 - ・ スクールカウンセラーとの打ち合わせを教育相談担当の職員が行い、いじめに関する情報を得た場合は、速やかに担任や管理職へ報告をする。

ウ 事案対処

- (ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、管理職に報告する。報告を受けた管理職は教育委員会に告知報告を行う。特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。対策委員会はいじめの定義を定め、認知の判断をする。
- (イ) いじめが認知された場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員会を加えた拡大対策委員会を開催する。また、指導体制対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教育委員会に認知報告を行う。
- (ウ) 被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対してはその児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (エ) 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
- (オ) いじめが犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、身体又は権利に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。
- (カ) いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなど

して、いじめをなくしていく態度を養う。

エ いじめの再発防止の取組

- ・ 被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、市教育委員会に報告する。

3 ネットいじめに対する学校の対応

(1) ネットいじめの現状

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト上の掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものであり、保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。

また、子どもの利用している掲示板などを大人が詳細に確認することは困難なため、ネット上いじめの実態の把握が難しく、次のような特徴があると指摘されている。

- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・ インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

(2) ネットいじめの予防

- ・ **情報モラル教育の推進**による児童等の意識の向上及び保護者への啓発活動を実施する。(高学年を対象にした講話の実施)
- ・ 民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努める。

(3) ネットいじめへの対応

- ・ 誹謗・中傷の書き込みなどのネットいじめが児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除を迅速に依頼する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

法第28条第1項にあるように「重大事態」とは以下のことをいう。

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等が、自殺を企画した場合、身体に重大な損害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精

神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告と対応

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会へ報告すると共に、市教育委員会の指導を受けながら拡大委員会を開催する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行って、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供
 - ・ いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
 - ・ これらの情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査結果の報告
 - ・ 調査結果については、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

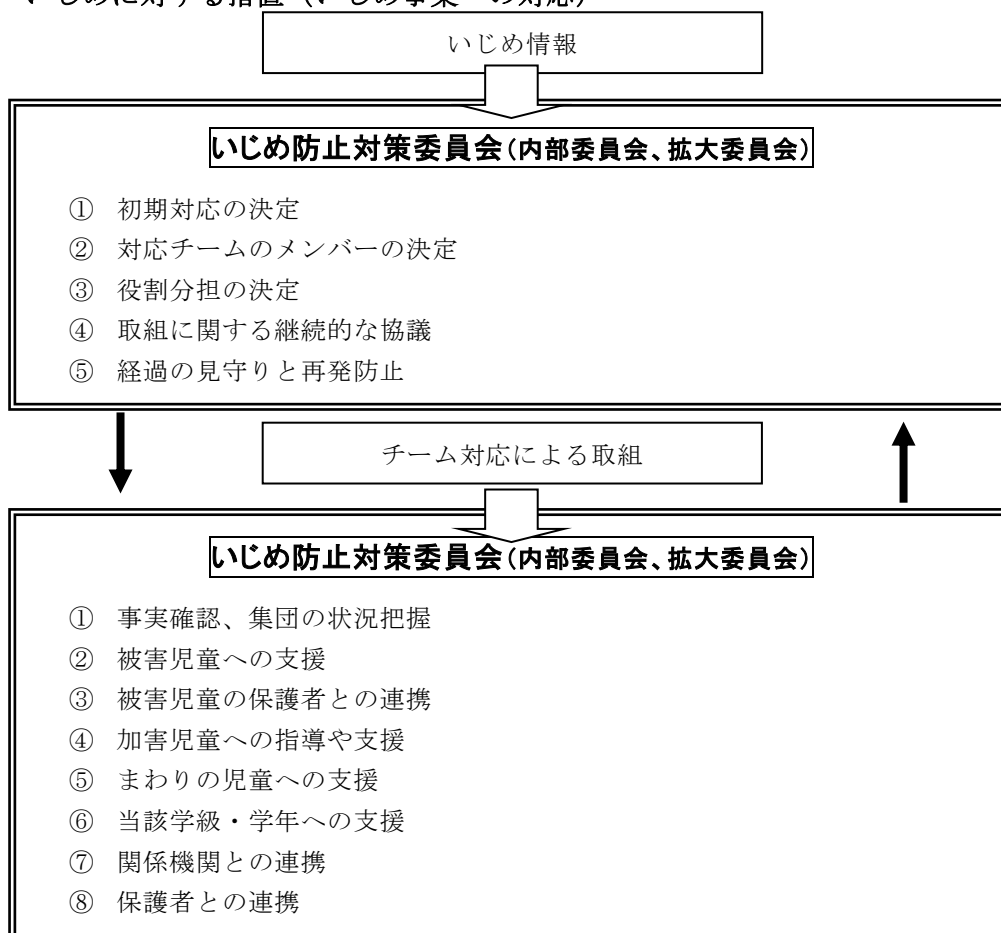
5 学校におけるいじめ防止対策委員会の構成と組織

(1) いじめ防止対策委員会の役割

- 本校におけるいじめの未然防止・早期発見などの取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者への啓発等に関することを企画・実施・評価する。
- いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応に関することを協議・決定・実行する。

(2) 委員会の構成

- 内部委員・・・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、該当学年
 - 拡大委員・・・教職員のほか、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（S C、S S W）、PTA会長、学校評議員
- ◆ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



(3) 「いじめ防止対策委員会」設置要綱

鳥栖市立弥生が丘小学校

「趣旨」

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき鳥栖市立弥生が丘小学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

「役割」

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- ①いじめ防止対策等に関すること
- ②いじめの解消や再発防止等に関すること

「委員会の構成及び委嘱」

第3条 本校の委員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、該当学年、教育相談担当とする。（以下、「内部委員」という。）

2 教職員のほか、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。当該学校の教職員以外の委嘱（以下、「外部委員」という。）は、校長が委嘱する。

3 委員会は「内部委員会」と「拡大委員会」とする。

「内部委員会」

第4条 いじめの「覚知」をうけて、調査、事実確認を行い「認知」判断を行うために、内部委員による委員会を行うことができる。

「拡大委員会」

第5条 内部委員会の結果をうけて、いじめの内容等により外部委員を加えた委員会を開催することができる。

2 必要であると認められる場合は、警察官等を委員として委嘱することができる。

「外部委員の任期」

第6条 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条で臨時的に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

「委員長」

第7条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を掌握する。

3 内部委員会は、校長が委員長を代理し会務を行う。

「秘密の保持」

第8条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。

「会議」

第9条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

2 内部委員会については、校長が招集を行う。

3 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

「事務局」

第10条 委員会の事務局は、本校に置き、生徒指導担当が庶務を行う。

「その他」

第11条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。(平成30年5月1日一部改正)